

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成15年 6 月30日

提出者

3 番 島 崎 義 司

2 6 番 桑 津 昇 太 郎

1 番 や す え 清 治

6 番 田 辺 あ き 子

1 4 番 三 宅 英 子

1 5 番 山 本 ひ と み

1 9 番 川 名 ゆ う じ

武蔵野市議会議長 田 中 節 男 殿

## 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書

財務省（当時の大蔵省）は、昭和60年度以降、「義務教育費国庫負担制度」の見直しを行ってきました。その結果、義務教育諸学校の旅費・教材費や共済費の一部が除外されました。しかし、これらに対する、文部科学省（当時の文部省）や学校関係組合、負担を転嫁させられる地方自治体の反対により、事務職員・栄養職員の給与費を除外することは見送られてきました。

昨年4月に成立した小泉内閣は、「聖域なき見直し」を唱え、地方交付税交付金や補助金についても見直しの意向を表明しています。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準維持向上を図る上で、極めて重要な制度です。同時に、現在の行財政制度のもとでは、地方財政への過度の負担を避けるという意味でも重要なものです。

以上のことから、武蔵野市議会は貴職に対して、下記事項について、強く要望いたします。

### 記

1. 義務教育費国庫負担制度を堅持し、地方の財政運営に支障の生じることのないよう措置すること。
2. 同制度から事務職員・栄養職員の除外を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成15年 7 月 1 日

武蔵野市議会議長 田 中 節 男

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
経済財政政策担当大臣

—あて